

議第28号

三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部

を改正する条例案

三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成31年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年3月16日提出

三島市長 豊岡 武士